

意見者	意見年月日	回答入力日	ご意見	県の考え方
守山市	25.7.17 市長会	25.7.17	防災減災の観点から、一定の条件設定の下、科学的根拠に基づく浸水想定深を公表したことについては、評価。 想定外の水害からも命を守るという条例骨子案の趣旨については賛同。 流域治水条例は県が定めるものであり、基本的には県及び県議会が適切に判断すべきものであるが、以下について十分考慮されたい。	ご意見を参考にさせていただきます。
守山市	25.7.17 市長会	25.7.17	(1)以下の問題点から条例骨子案の規制は財産権を著しく制限するものであり、規制条例ではなく、誘導条例(浸水想定深の公表及び補助金による誘導)とすべき。また、県条例に市町の負担を位置づけるべきではない。	避難途中に犠牲者が発生する等、水平避難は既存の避難場所だけでは十分とは言えず、より確実に避難できる「付近に有効な」避難場所が必要です。したがって、対策してもしなくてもよい建築誘導ではこの目的を達成できないと考えています。 また、浸水危険区域の指定は、県民の生命・身体を守るために、その地域の潜在的な水害リスクを明らかにするものであることから、財産権の侵害には当たりません。また、土砂災害危険区域の指定により避難率の増加が報告されているように、規制と合わせて避難体制を整備することにより、人命を守りたいと考えています。
守山市	25.7.17 市長会	25.7.17	問題点① 滋賀県が当面の河川整備目標を1/10への対応としており、現在の事業進捗でいくと、当該目標達成に100年を有するとしている中、国の河川整備目標である1/100を大きく上回る1/200での安全確保を目標として条例を定めるのは大きな飛躍である。	東日本大震災を契機に、国土交通省では頻度が高い災害を「レベル1」、頻度が低い壊滅的な被害を生じる災害を「レベル2」とし、それぞれ施設整備で対処、避難を軸にとりうるあらゆる手段により対処という考え方が取り入れられました。200年確率への対応はこのような災害対応の考え方と同様のものです。

意見者	意見年月日	回答入力日	ご意見	県の考え方
守山市	25.7.17 市長会	25.7.17	問題点② 浸水想定深はあくまでも浸水深のみを考慮したものであり、堤防の破堤を考慮していないため、浸水想定深に基づく規制は、総合的な安全確保のための規制となりえない。	今回の条例では、十分な科学的知見が得られた「想定浸水深」に基づき、各種施策を実施しようとするものです。なお、想定浸水深を評価する際は、現況の河川断面に基づき堤防の決壊や越水を考慮しています。 一方、堤防が決壊した場合に発生する流れの強さについては、「流体力」として評価をしておりますが、現時点では十分な科学的知見がないことから規制基準とはしておりません。 流体力に関しては、引き続き、科学的知見を積み上げ、規制の基準となり得た段階で盛り込む予定です。 なお、県は、科学的知見が得られたものから順次施策に反映することが必要と考えています。  ※流体力とは、水の流れの強さを示すもので、堤防決壊の影響が大きい指標です。
守山市	25.7.17 市長会	25.7.17	問題点③ 水防法においては、河川にあっては1/100を前提とした浸水想定区域、琵琶湖にあっては明治29年の大水害を前提とした浸水想定区域図が指定されており、同法では、市町が当該浸水想定区域について洪水予報等の伝達及び避難措置等を講じる責任が位置づけられているが、県が提示している1/200までの浸水想定深にかかる市町の責任は法的に位置づけられていない。	水防法第14条では、「計画の基本となる降雨」を対象に「浸水想定区域を指定する」と規定されており、一般的に河川整備の前提となる計画降雨が採用されています。一方、淀川では、500mm/2日という200年確率の計画降雨を大きく上回る(32,000年確率)降雨を対象に浸水想定区域図が作成され、これを基に各市町で避難体制を検討されています。このように、水防法は100年確率等の一定規模の降雨に限らず、河川整備の水準を超える降雨が発生した場合の被害軽減を目的としたものと理解しています。  ※(参考HP) <a href="http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/maintenance/public.html">http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/maintenance/public.html</a>
守山市	25.7.17 市長会	25.7.17	問題点④ 地震および土砂崩れは突如発生するものであり、未然に予測することができないが、水害は一定の時間を経て生じるものであり、事前の周知徹底と避難誘導により、命を守る取り組みが可能である。	ご指摘のとおり、水害は一定の時間を経て生じるものであるため、事前の周知徹底と避難誘導による命を守る取り組みは前提です。 一方、平成21年8月の兵庫県佐用豪雨等でみられるように、避難誘導において命を守れなかった事例が報告されています。 そこで、県は、平成24年防災白書にも記載があるように、逃げ遅れた場合での次善策として、垂直移動(屋内の2階以上の高さに移動すること)や一時的水平移動(その場を立ち退いて近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動すること)も含め、命を守る対策が必要と考えています。

意見者	意見年月日	回答入力日	ご意見	県の考え方
守山市	25.7.17 市長会	25.7.17	問題点⑤ ①～④の状況にもかかわらず、浸水想定深により規制をかけることにより、当該土地は売却が著しく困難となり、財産権の著しい制限となる。(規制による公益性と制限内容が乖離している。)	浸水危険区域の指定は、県民の生命・身体を守るために、その地域の潜在的な水害リスクを明らかにするものであることから、財産権の侵害には当たりません。なお、浸水想定深により、生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがある区域が明らかとなったことから、必要最低限の規制を行うものであり、公益性および制限内容については問題ないと考えています。
守山市	25.7.17 市長会	25.7.17	(2)滋賀県の河川整備方針を条例に位置付け明確にすべき 上述のとおり、滋賀県が当面の河川整備目標を1/10への対応としており、現在の事業進捗で行くと、当該目標達成に100年を有するとしている中、安全な県土整備のためには、河川整備により一層力点を置くべきであり、滋賀県の河川整備方針を条例に位置付け、県民に明確にすべきである。	滋賀県の河川整備方針とは、長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針であり、河川法に基づく河川整備基本方針に相当するものです。河川法では、一級水系の河川整備方針は国土交通大臣が定めることとされていることから、滋賀県の河川整備方針を県が条例に位置付けることはできません。 ※(参考HP) <a href="http://www.pref.shiga.lg.jp/h/kako/kikaku/kasenseibihoushin.html">http://www.pref.shiga.lg.jp/h/kako/kikaku/kasenseibihoushin.html</a>